

国士舘大学大学院入学試験問題用紙

修士課程

留学生選考

| 研究科 | 専攻 | 試験科目 | 参考書等持込 |
|-------|------|---------------------|--------|
| 法学研究科 | 法学専攻 | 小論文（志望専修科目の基礎）民法研究C | 不可 |

以下の問題について解答せよ。
権利能力の始期について説明せよ。

令和8年度 国士舘大学大学院入学試験

出題の意図と採点のポイント

| | |
|-------|------------|
| 研究科名 | 法学研究科 法学専攻 |
| 試験期別 | I期 |
| 試験区分 | 留学生選考 |
| 試験科目名 | 民法研究C(小論文) |

■出題の意図

人は生まれながらにして、権利能力を有する。そして、民法上権利の主体となるには、出生を起点とする(3条1項)。その出生には、母体からの露出について、どの段階で出生と見るかという問題がある。またそうすると、そもそも胎児はどのような扱いを受けるのかという問題が生じる。なぜなら、出生が一日違うだけで、相続や損害賠償が得られない場合が生じてしまうからである。こうした権利能力の始期については、民法上基本的な問題であると位置づけられ、今後民法を学ぶ上で持っていなければならない知識であると思われる。

■採点のポイント

ポイントは3つである。まず、1つは民法3条1項の「出生」の解釈が問題となる。すなわち、母体からの露出について、どの段階で出生と見得るかという問題である。2つ目は、胎児の問題である。民法は胎児について例外規定を置いている。したがって、この規定の意義の説明は必要である。3つ目は胎児はいつ権利能力を有するのかといった点である。停止条件説や解除条件説などを踏まえながらの説明が必要となる。